

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和3年7月5日(月)午後1時25分

2. 開催場所 久御山町役場 5階 会議室51、52

3. 出席委員

| | | | | |
|-----|----|---|----|---|
| 2番 | 山口 | 吉 | 広 | |
| 3番 | 久乗 | 清 | 和 | |
| 4番 | 上田 | 幸 | 子 | |
| 5番 | 上田 | 隆 | 健 | |
| 6番 | 中村 | 日 | 出 | 美 |
| 7番 | 田中 | 壽 | 嗣 | |
| 8番 | 内田 | 裕 | 夫 | |
| 9番 | 石塚 | 義 | 博 | |
| 10番 | 辻村 | 忠 | 雄 | |
| 12番 | 芳川 | 清 | 志 | |
| 13番 | 林 | | 勉 | |
| 14番 | 森 | | 一博 | |
| 15番 | 井上 | 文 | 彦 | |
| 17番 | 内田 | 孝 | 司 | |
| 18番 | 川嶋 | 久 | 治 | |
| 19番 | 吉田 | | 武 | |
| 20番 | 林 | | 吉一 | |

4. 欠席委員

| | | | | |
|-----|----|---|---|--|
| 1番 | 村田 | 正 | 己 | |
| 16番 | 神原 | | 均 | |

5. 会議録署名委員

| | | | | |
|----|----|---|---|--|
| 2番 | 山口 | 吉 | 広 | |
| 3番 | 久乗 | 清 | 和 | |

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|------------|---|---|---|---|---|
| 農業委員会事務局局長 | 山 | 澤 | 貴 | 志 | 子 |
| 農業委員会事務局 | 藪 | 内 | 雄 | 基 | |
| 農業委員会事務局 | 高 | 橋 | 華 | 寿 | 紀 |
| 農業委員会事務局 | 檜 | 木 | 佐 | 知 | 子 |

7. 議 事

| | |
|-------|--------------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可) |
| 議案第2号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について (利用権設定) |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について (所有権移転) |
| 報告第1号 | 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出について (農業用施設) |
| 報告第2号 | 農地形状変更事業について(農地形状変更事業) |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和3年第7回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。

なお本日は、村田委員、神原委員が欠席届をいただいておりますので、報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員6名中5名で定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる6月25日に実施しました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略をいたします。

2番 山口委員

4番 上田幸子委員

7番 田中会長

15番 井上委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長あいさつ

(会長)

それでは、本日の議案につきましては、お手元の資料にあるとおりでございます。

| | | |
|-------|--------------------------------------|----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について (3条許可) | 1件 |
| 議案第2号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(利用権設定) | 1件 |
| 議案第3号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定 について(所有権移転) | 2件 |
| 報告第1号 | 2アール未満の農業用施設建築(設置)届出 について(農業用施設) | 1件 |
| 報告第2号 | 農地形状変更事業について (農地形状変更事業) | 1件 |

(会長)

それではまず、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名をいたします。2番の山口委員、それから3番の久乗委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、資料に基づきまして、議事を進めてまいります。まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それでは、議案第1号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第1号受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

それでは続きまして、議案第1号受付番号8の案件
について、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号受付番号8について、議案書
1ページをご覧ください。内容については記載のとおり
です。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成
いたしました農地法第3条調書については、議案書2
ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の
1ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

ただ今、現地調査の報告と事務局から説明がござい
ました。この議案第1号受付番号8につきまして、何
かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第1号受付番号8を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について利用権設定を議題といたします。

それでは、議案第2号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号58の案件につきまして、現地視察の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題がないものと思われれます。

(会長)

それでは続きまして、議案第2号受付番号58の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号58について、議案書3ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書4ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、議案第2号受付番号58につきまして、現地調査の報告の結果と事務局から説明がございました。

この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。それでは、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号58について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、所有権移転を議題といたします。それではまず、議案第3号の案件について、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号7と受付番号8の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

それでは、議案第3号受付番号7と受付番号8につきましては、関連する内容ですので、まとめて審議をいたします。事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号7について、議案書5ページ上段をご覧ください。次に議案第3号受付番号8について、議案書5ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書について

(事務局)

は、議案書 6 ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 3 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第 3 号受付番号 7 と受付番号 8 につきまして、ただ今説明がございました。この件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 3 号受付番号 7 と受付番号 8 について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

本日の審議案件につきましては、以上でございます。審議につきましては、これで終わりたいと思えます。これより報告に入ります。

報告第 1 号受付番号 3。2 アール未満の農業用施設用地（設置）届出につきまして、農業用施設を事務局より報告を願います。

(事務局)

それでは、報告第 1 号受付番号 3 について、議案書 7 ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の 4 ページをご覧ください。

本件については、令和 3 年 5 月 26 日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号3につきまして、何かご意見とご質問等ございますか。

よろしいですか。農小屋の建築です。

それでは、特にご意見ご質問がないようですので、続きまして、報告第2号受付番号1農地形状変更事業について、事務局より報告を願います。

(事務長)

それでは、報告第2号受付番号1について、議案書8ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

本件については、令和3年6月16日付けで会長専決し、届出者に対して承認書を発行しましたことを申し添えておきます。

会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第2号受付番号1。客土ですね、農地形状変更事業。これにつきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

はい、●●委員。

(●●委員)

この案件ですけれども、これもともとの畑の上に低い柵があるということで、50cm盛るということですね。

で現状見たんやけど、始めなんであれ一時的に借り置きになったなと思ったけど、今見たら、80cm以上あるな現状。あれを果たして畑として、ええのかどうかというのか。

あの畑、隣の上まで盛ってある。隣の同意やなんかはもうてますのんか。田んぼに同意はないやろ。

- (事務局) 隣接は同意書いただいています。
- (●●委員) もうてる。やっと増えたあると思うねんけど、ええのかな。
- (事務局) あのすみません、いいですか。途中ちょっと土入れてはる段階では確認は取らせてもらっていないんですけども、最終ちょっとまだ現地のほう確認とれていないので、また現地のほう確認取らせてもらいます。
- (●●委員) あれは畑で効率用使うちゅうのは、ちょっと考えられへんわ。
- (事務局) はい。
- (●●委員) 今まで畑で低うしてあるいうけども、30 cm上がってあるし何ら支障なかったやと思うやけど。あれで50 cm盛もって、ほんまに畑で利用できるんかな。維持管理が大変じゃないかなと思うんで。両方がほんでまた両方が田んぼやから、あれは土がずれると思うんやけど。そこら管理ようしていかなあかん。今後大変やと思うけどね。
- (事務局) 当初、計画のほうは畑として利用しているが、地盤が低いので、整えて利用しやすくするためということで、盛り土高50 cmと出ているので、もう一回現場のほう。
- (●●委員) もともと30 cmか40 cmの高さの畑やったわけですね。その上に50 cmの盛りやから。
- (事務局) そうですね、ちょっと確認はとらせてもらいます。

(会長)

●●委員、よろしいですか。
その他、何かございませんか。

よろしいですか。

それでは、本日予定しておりました審議と報告案につきましては、全て終了をいたしたいと思えます。

午後13時40分 終了